

事項	本文	主な関連省庁	主な関連部署	施策・事業名	取組と進捗状況	令和8年度以降に予定している取組（継続・新規）
4. 個別施策						
【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】						
	循環器病は、我が国における主要な死亡原因であり、介護が必要となる主な原因の一つであることや、医師診療医療費に占める割合が高く社会的な影響が大きい疾患群であること、さらに急性期には発症後直ちに適切な診療を開始する必要があると同時に、回復期及び慢性期にも疾患の再発や増悪を来しやすいことといった特徴がある。こうした特徴を踏まえ、急性期医療の現場における診療情報の活用や診療提供体制の構築、予防（一次予防のみならず、二次予防及び三次予防を含む。）等の公衆衛生政策等への診療情報の活用を目的として、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）をはじめとした医療機関、関係学会等と連携して、まずは脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離及び急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む。）に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みを構築する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	循環器病診療情報収集・活用支援事業	国立循環器病研究センターに委託し、医療機関、関係学会等と連携して循環器病に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築を目指して、医療DXの取組の進捗を注視しながら、診療情報の収集におけるニーズを検討し、事業を進めている。	令和8年度以降は循環器病バーチャルデータベース構想として、データベースに関わる関連学会および有識者の会議体を設立し、ニーズの整理や既存の学会データベースや公的データベースで収集可能な情報についての整理を行う予定。
	また、収集された診療情報の二次利用等に関する運用方法や費用負担を含む提供の在り方についても検討を進め、将来的には他の循環器病に広げることも含め検討する。なお、これらの取組は、現在政府で進められている医療分野でのデジタルトランスフォーメーションを通じたサービスの効率化や質の向上により国民の保健医療の向上を図る「医療DX」の取組と連携して進めていくこととする。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	循環器病診療情報収集・活用支援事業	国立循環器病研究センターに委託し、医療機関、関係学会等と連携して循環器病に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築を目指して、医療DXの取組と連携しながら、診療情報の収集におけるニーズを検討し、事業を進めている。	令和8年度以降は循環器病バーチャルデータベース構想として、データベースに関わる関連学会および有識者の会議体を設立し、ニーズの整理や既存の学会データベースや公的データベースで収集可能な情報についての整理を行う予定。
			医政局医療情報担当参事官室	医療等情報の二次利用の推進	—	—
（1）循環器病の予防や正しい知識の普及啓発						
	健康日本21（第二次）を推進するものとして策定された健康増進法に基づく基本方針や、令和元（2019）年5月に厚生労働省の2040年を展望した社会保障・働き方改革本部において取りまとめられた「健康寿命延伸プラン」等に基づき、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できるよう、生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等）及び社会環境の改善並びに治療を通じて循環器病の主要な危険因子となる高血圧症、脂質異常症、糖尿病、高尿酸血症、慢性腎臓病（CKD）等の発症予防や重症化予防を推進するとともに、その一環として食育の実施や、学校における教育も含めた子どもの頃からの循環器病に関する知識の普及啓発を推進する。また、スマート・ライフ・プロジェクトの取組を進め、企業・団体・自治体と協力・連携しながら健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、健康増進・生活習慣病予防に向け国民の健康づくりの意識を高めるための取組を推進する。さらに、食塩の過剰摂取への対策として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」の活動を通じ、健康に関心の薄い層を含め誰もが自然に減塩できる食品の開発や広報活動等を推進する。	厚生労働省	健康・生活衛生局健康課	①健康日本21（第二次） ②健康日本21（第三次） ③健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ	健康日本21（第二次）では、健康寿命を延伸させるため、生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等）の改善や社会環境整備による生活習慣病対策の一環として、スマート・ライフ・プロジェクトによる健康に関する知識の普及啓発など、循環器病の予防に関する取組を実施した。また、令和6年度から開始している健康日本21（第三次）でも、循環器病領域についての目標項目を設定し、引き続き取組を実施しているところである。また、健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブにおいて、「食塩の過剰摂取」を含む栄養課題等の解決に向けて、食品製造・食品流通事業者、メディア等の幅広い事業者と連携を呼びかけるとともに、子ども向けの減塩ワークショップの開催や減塩普及啓発資料の作成による周知広報などを行った。こうした取組を通じて、健康に関心の薄い層を含め誰もが自然に健康になれる食環境づくりを推進している。	R8年度以降も継続して事業を行う予定
		文部科学省	総合教育政策局	学習指導要領に基づく健康に関する指導の実施	小・中・高等学校等において、脳血管疾患や心疾患などを含む生活習慣病等の病気の予防について、健康教育に関する参考資料を作成・周知するなど、学習指導要領に基づく着実な指導の実施を図っている。	R8年度以降も継続
	正しい知識の普及啓発を行う際には、循環器病に対する国民の認知度等の実態を把握した上で、SNS（Social Networking Service）等を活用した情報発信やマスメディアとの連携、関係団体による啓発の取組等、多様な手段を用いて、循環器病の予防、再発予防、重症化予防、発症早期の適切な対応、後遺症等に関する知識等について、科学的知見に基づき、分かりやすく効果的に伝わるような取組を進める。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業	日本脳卒中協会・日本循環器学会に委託し、脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業を実施し、循環器病に関する普及啓発資料の作成や、循環器病の予防、発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動を行った。また、循環器病に対する国民の認知度等の実態を把握するため、当該事業内で令和6年度に「国民の循環器病に関する知識調査」を実施した。また、8月10日の「健康ハート（810）の日」及び10月29日の「世界脳卒中デー」にあわせて、SNSを活用した情報発信を行った。	R8年度以降も継続して事業を行う予定
	循環器病の危険因子として喫煙が挙げられるほか、受動喫煙も危険因子として挙げられる。禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組については、健康増進法及び健康増進法に基づく基本方針に基づき、喫煙率の減少と受動喫煙防止を図る施策を着実に進める。	厚生労働省	健康・生活衛生局健康課	①健康日本21（第二次） ②健康日本21（第三次）	健康日本21（第二次）における喫煙に関する目標として、成人喫煙率の減少、未成年者の喫煙をなくす、好煙中の喫煙をなくす、受動喫煙の機会を有する者の割合の減少4つを掲げ、それぞれ目標達成に向けた取組を行った。令和6年度から健康日本21（第三次）において、目標達成に向け、引き続き取り組んでいるところであり、具体的には、毎年5月31日の世界禁煙デーから始まる禁煙週間において、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発等を積極的に行った。	R8年度以降も継続して事業を行う予定
（2）保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実						
	循環器病をはじめとする生活習慣病の予防及び早期発見に資する健康診査・保健指導である特定健康診査・特定保健指導等の実施率向上に向けた取組を進める。ナッジ理論等を活用して特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を目指す先進・優良事例の横展開等により、実施率の向上につながる効果的な方策等を検討する。	厚生労働省	保険局 医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室 健康・生活衛生局健康課	特定健診・特定保健指導等の国庫補助事業の取組事例の横展開	保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用を一部補助し、円滑な実施を支援している。アウトカムに繋がる質の高い特定保健指導や特定保健指導実施率向上を目指す保険者の取組をまとめた事例集を作成し、横展開を行った。	国庫補助はR8年度以降も継続して行う予定。また、R8年度も引き続き実施率の更なる向上に向けた課題の整理や効果的な方策等の検討を行う予定。
	また、国民健康保険の保険者努力支援制度等について、疾病予防・再発予防・重症化予防の推進に係る先進・優良事例について把握を行うとともに、評価指標の見直しを検討し、予防・健康づくりを推進する。	厚生労働省	保険局国民健康保険課	保険者努力支援制度	国保の保険者努力支援制度で、自治体における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行っている。令和6年度、自治体における取組の優良事例等を把握するとともに、各自治体の取組状況等を踏まえ、評価指標等の見直しを行っている。	R8年度以降も継続して事業を行う予定
	①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進					
	②救急搬送体制の整備					
	平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、循環器病患者を救急現場から急性期医療を提供できる医療機関に、迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築を進めるため、各都道府県において地域の実情に応じた傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の見直しを継続的に進めるよう促す必要がある。さらに、循環器病に関する救急隊の観察・処置等については、メディカルコントロール体制の充実強化によって、引き続き科学的知見に基づいた知識・技術の向上を図る。	総務省	消防庁救急企画室	①傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準 ②脳卒中の観察・処置 ③心臓病の観察・処置	（①傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準） 各都道府県において必要な見直しが継続的に進められているか確認するため、各都道府県に対して毎年アンケート調査によって検討状況をフォローアップした。 （②脳卒中の観察・処置） 日本脳卒中学会の提案に基づき、令和2年に、FASTやCPSSといった病院前における評価法により脳卒中を疑った際に、機械的血栓回収療法を実施できる医療機関への搬送を考慮する指標として、救急隊による7つの観察項目を導入すること、及びメディカルコントロール体制について、地域の実情に応じて検討いただくよう通知を発生した。その後、同学会より追加の提言が示され、令和5年に、6つの観察項目に改定し、当該指標を活用した搬送先選定の考え方や救急隊員等への教育のあり方について、各地域の医療資源等に応じて検討いただくよう通知を発生した。 （③心臓病の観察・処置） 日本循環器学会の提案に基づき、令和2年に、心臓病が疑われる傷病者に対する救急隊による身体観察項目や観察方法について、及び12誘導心電図の測定、測定結果の伝達・伝送、メディカルコントロール体制について、地域の実情に応じて検討いただくよう通知を発生した。その後、日本循環器学会及び日本臨床救急医学会から、12誘導心電図の測定方法や手順、留意事項等について、具体的に整理したのとして、「12誘導心電図の測定プロトコル」の提案があり、令和6年に、地域の実情に応じてプロトコル改定等を検討いただくよう通知を発生した。	【継続】各都道府県等に対するアンケート調査により、取組状況について、フォローアップしていく。
		厚生労働省	医政局計画課	メディカルコントロール体制強化事業	・メディカルコントロール体制強化事業（概要） 救急医療体制の強化のため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に医師を配置するために必要な経費を補助する。 （対象経費）人件費、諸謝金、旅費、備品購入費等 （補助先）都道府県（補助率）1/2（負担割合）国/12、事業者1/2（実績）令和5年度において、10府県に対し101,433千円を交付。 令和4年度において、10府県に対し90,581千円を交付。 令和5年度において、9府県に対し96,872千円を交付。 令和6年度において、9府県に対し65,464千円を交付。	メディカルコントロール体制強化事業（継続）
	循環器病に係る医療提供体制について、地域医療構想の実現に向けた取組である高度急性期及び急性期から回復期及び慢性期までの病床の機能の分化及び連携に取り組む。急性期以降の転院先となる病院（回復期及び慢性期の病院等）の医療提供体制の強化や、訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導などを含めた在宅医療の体制を強化するとともに、遠隔医療の体制を更に整備することで、急性期病院からの円滑な診療の流れを実現する。そのため、各病院の空床状況や収容能力、人的資源等の情報を、一元的に把握し、地域における医療資源を有効活用できる体制構築を目指す。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究	厚生労働科学研究において、医療提供体制に関する検討等を実施（「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究（令和5～6年度）」、「回復期以降の循環器病に対する多職種連携による患者支援体制の充実・普及に関する研究（令和5～7年度）」、「脳卒中診療において今後目指すべき回復期診療の検討及び回復期や維持期・生活期における診療体制の充実に関する臨床指標を確立させるための研究（令和6～7年度）」、「我が国における心血管疾患の回復期および維持期の診療の現状と課題（令和6～7年度）」等）。	医療提供体制に関する検討については、厚生労働科学研究において実施予定（「脳卒中・心血管疾患等の回復期及び維持期・生活期におけるシームレスな医療提供体制（リハビリテーションプログラム含む）を構築するための研究（令和8～10年度）」）。
			医政局計画課	第8次医療計画 新たな地域医療構想の検討	各都道府県が策定した第8次医療計画においては、在宅医療の圏域ごとに「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を設定し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図っている。	都道府県において新たな地域医療構想の策定やその取組を進める。その後、地域医療構想の取組状況等を踏まえながら、第9次医療計画の策定に向けた検討を順次進めていく。
			老健局	—	—	—
			医薬局総務課	①薬局機能の高度化推進事業 ②電子処方箋の導入推進	①薬局薬剤師の対人業務の強化に向け、がん、脳卒中、心筋梗塞等の疾患及び使用する医薬品の特徴をとらえた服薬指導やフォローアップ等の実施に関するガイドラインを作成し、公表した。認定薬局、健康サポート薬局を含めた地域における薬局の機能等のあり方について、審議会での検討を経て、医薬品医療機器等法の改正法が令和7年5月に成立・公布。 ②直近に処方・調剤された情報の活用が可能となる電子処方箋を令和5年1月から運用開始。約9割の薬局が導入し、直近の薬剤情報の活用によるより良い医療が実現。	①医薬品医療機器等法の改正法が令和7年5月に公布されており、主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を都道府県知事が「健康増進支援薬局」として認定し公表する等、円滑な施行に向けて取組を進める。②令和7年6月時点で約1割の普及に留まる医療機関の導入が課題。その導入を進めるにあたっては電子カルテが導入されていることが重要であるため、電子カルテ/共有サービスと一体的な導入を進める。
	これらにより、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりを推進する。なお、その際には、有事の対応を行う病院と通常診療を行う病院の役割分担が円滑に進むよう、空床状況等に関する効率的な情報共有を含む医療機関間の連携を強化する。さらに、地域の実情を踏まえ、必要に応じて行政や他の地域との協力体制の構築や、再発予防・重症化予防のための医療機関間の連携の強化も重要である。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究	厚生労働科学研究において、医療提供体制に関する検討等を実施（「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究（令和5～6年度）」、「脳卒中急性期医療の均てん化を加速するための研究（令和6～7年度）」、「循環器病の救急医療現場における医療者間の連携体制強化のための全国メディカルコントロール協議会作成救急活動プロトコルの実態調査と標準プロトコルの提案（令和6～7年度）」等）。	医療提供体制に関する検討については、厚生労働科学研究において実施予定（「脳卒中・心血管疾患の救急医療現場における医療従事者間の連携推進のための研究（令和8～9年度）」）。
			医政局計画課	医療措置協定	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新興感染症発生・まん延時に備えるため改正感染症法等を改正し、都道府県知事と医療機関の管理者が病床確保等に関する協定を締結する仕組みもつけた。医療措置協定の締結状況について定期的に確認している。	医療措置協定の締結状況等を引き続き確認する。
			感染症対策部感染症対策課	—	—	—
	医療提供体制の整備に当たっては、都道府県は、地域の実情に応じ、国及び学会等の関係団体で育成される各専門医や特定行為研修を修了した看護師、専門・認定看護師等を含めた医療従事者の確保や地域の医療従事者間での循環器病に係る知見の共有のための取組等を進める。また、国及び地方公共団体は、医療機関及び学術団体等と協同して、データに基づき、人材育成や適正配置を含めた取組を進める。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	—	第8次医療計画の目標において、脳卒中および心不全診療に係る認定看護師数について、都道府県毎に把握をしている。	計画指標に基づく、実態把握を行う
			医政局計画課 医政局看護課	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業（研修機関導入促進支援事業、指定研修機関運営事業）及び指定研修機関等施設整備事業	特定行為研修を実施する指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な体制整備等の経費支援を行う研修機関導入促進支援事業、指定研修機関及び施設が研修を運営するために必要な指導者経費や実習に係る経費・会議等に対する支援を行う指定研修機関運営事業、研修を実施するための施設等を設置するための整備等に必要経費を支援する指定研修機関等施設整備事業を実施している。	R8年度以降も継続して事業を行う予定

事項	本文	主な関連省庁	主な関連部局	施策・事業名	取組と進捗状況	令和8年度以降に予定している取組（継続・新規）	
	循環器病に対する医療の質の向上、それぞれの疾患の特性に応じた医療の均てん化及び集約化並びに効率的かつ持続可能な循環器病の医療の実現を目指す。循環器病の急性期診療を提供する体制の実態を把握し、その有効性及び安全性の評価を含めた検証を進める。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究	厚生労働科学研究において、医療提供体制に関する検討等を実施（「脳卒中急性期診療提供体制の変革に係る実態把握及び有効性等の検証のための研究（令和2～4年度）」、「心血管疾患の急性期診療提供体制に係る実態把握及び施設間連携手法の有効性等の検証のための研究（令和2～4年度）」、「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究（令和5～6年度）」、「脳卒中急性期医療の均てん化を加速するための研究（令和6～7年度）」、「循環器病の救急医療現場における医療者間の連携体制強化のための全国メディカルコントロール協議会作成救急活動プロトコルの実態調査と標準プロトコルの提案（令和6～7年度）」等）。	令和8年度以降も厚生労働省で実施予定（「脳卒中・心血管疾患の救急医療現場における医療従事者間の連携推進のための研究（令和8～9年度）」「持続可能な心臓血管外科領域の医療提供体制の確保に関する研究（令和8～9年度）」）。	
	また、遠隔医療や情報の連携を進め、医療者の労務環境の改善や業務の効率化等へつなげられるよう、デジタル技術の積極的な活用を推進する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課 医政局 医政局医療情報担当参事官室 保険局 保険課 国民健康保険課 医療課 医療介護連携政策課 保険データ企画室	厚生労働科学研究 — — —	デジタル技術の活用については、厚生労働科学研究（「心臓大血管救急におけるICTを用いた革新的医療情報連携方法の普及と広域救急医療体制確立に関する研究（令和2～4年度）」、「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究（令和5～6年度）」）等において、循環器病におけるデジタルヘルスの活用やICTによる画像連携等について検討を実施している。 — —	医療DXの推進 — —	
	また、かかりつけ医等の日常の診療における循環器病診療に関するツールの活用等、かかりつけ医・かかりつけ薬局等と専門的医療を行う施設の医療従事者との連携が適切に行われるよう取組を進める。取組に当たっては、当事者の意識や理解の準備を行い、それに基づいて推進することが重要であるため、医師会や学会などの関係団体等との連携や、関係者で構成される協議会の場等の活用も検討する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課 医政局 医薬局総務課	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 — ①薬局機能の高度化推進事業 ②電子処方箋の導入推進	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業（令和4～7年度）および脳卒中・心臓病等特別対策事業における当該総合支援センターの取組において、医療機関間の連携等の取組を支援している。 また、厚生労働科学研究において、循環器病診療の実態把握や、医療者連携の検討等を実施（「我が国における高齢者心不全診療の実態と課題（令和5～6年度）」「脳卒中診療において今後目指すべき回復期診療の検討及び回復期や維持期・生活期における診療体制の充実に資する臨床指標を確立させるための研究（令和6～7年度）」等）	総合支援センターモデル事業については令和7年度で終了するが、脳卒中・心臓病等特別対策事業については、継続となる。 総合支援センターは整備指針を作成し、令和8年度以降も取組を支援していく予定。 （好事例の横展開等情報交換が可能となるよう、全国の総合支援センターが参加する会議体の設置を検討。）	
	なお、循環器病に係る医療提供体制を構築するに当たり、国立循環器病研究センター等は、全国で共通の水準の医療を提供することができるよう、地域の実情を踏まえ、適宜関係機関と知見を共有する等の取組を行う。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	—	—	—	
④リハビリテーション等の取組	急性期から回復期及び維持期・生活期まで、循環器病患者の状態に応じ、医療現場から介護の現場までの一貫したリハビリテーションの提供等の取組を進める。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業においては、適切な情報提供や相談支援、医療機関間連携を通じて、リハビリテーションを含む取組を実施。 また、外来心臓リハビリテーションに関する普及推進事業において、回復期以降の患者に対し、地域の医療機関において、心臓リハビリテーションを多職種が連携し、外来（診療所を含む）在宅医療の中で、適切に提供できるよう、実態把握と医療従事者に対する普及・啓発等を行うことを目的に、外来心臓リハビリテーションに関する実態把握および外来を含む心臓リハビリテーションに関するe-learningコンテンツ「e-CRIS」を構築した。	「脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備について」（令和8年2月25日付）健生発025第5号厚生労働省健康・生活衛生局長）に基づき、令和8年度以降も当該取組を推進していく。	
			老健局	—	—	—	
			障害部障害福祉課	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施。	R8年度以降も継続して行う予定	
	特に脳卒中患者においては、地域の関係機関等が連携し、患者の状態を踏まえた適切な医療及び介護サービスを継続して提供できるよう、地域連携クリティカルパスも活用しつつ、急性期の病態安定後、機能回復や日常生活動作の向上を目的とした集中的なリハビリテーションの実施が有効であると判断される患者には速やかにリハビリテーションを開始し、回復期に切れ目なく移行できる連携体制を構築する。また、合併症の発症等により集中的なリハビリテーションの実施が困難な患者に対しては、どのようなリハビリテーションを含めた医療を提供するか検討する必要がある。維持期・生活期にかけて、患者の状態に応じた、生活機能の維持及び向上を目的とした医療、介護及び福祉に係るサービスを提供するとともに、リハビリテーションを十分に実施できる体制を維持する。	厚生労働省	老健局	—	—	—	—
			障害部障害福祉課	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施。	R8年度以降も継続して行う予定	
			保険局医療課	—	—	—	
	特に心血管疾患患者においては、疾病管理プログラムとして、リハビリテーションを急性期の入院中から開始し、回復期から維持期・生活期にかけても継続することが重要である。状態が安定した回復期以降には、リハビリテーションを外来や在宅で実施することも見据えつつ、地域の医療資源を含めた社会資源を効率的に用いて多職種が連携する体制について、その有効性も含めて検討する必要がある。	厚生労働省	老健局	—	—	—	—
			障害部障害福祉課	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施。	R8年度以降も継続して行う予定	
			保険局医療課	—	—	—	
	高齢化に伴い、循環器病に嚥（えん）下機能障害や廃用症候群など、複数の合併症を認めることが増加している。複数の合併症を有する患者や、気管切開等の重度障害を有する患者等にも適切なリハビリテーションが提供できるような体制の構築を推進する。	厚生労働省	老健局	—	—	—	—
			障害部障害福祉課	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施。	R8年度以降も継続して行う予定	
			保険局医療課	—	—	—	
⑥循環器病の後遺症を有する者に対する支援	てんかん、失語症等の循環器病の後遺症を有する者が、症状や程度に応じて、適切な診断、治療を受けられ、社会生活を円滑に営むために、就労支援や経済的支援を含め、必要な支援体制の整備を行う。循環器病の後遺症を有する者に対する必要な福祉サービスの提供を引き続き推進するとともに、失語症者に対する意思疎通支援、高次脳機能障害者のニーズに応じた支援体制の強化、てんかん患者が地域において適切な支援を受けられるよう、てんかん拠点医療機関間のネットワーク強化等に取り組む。	厚生労働省	障害部企画課	自立支援 振興室 ①② 障害福祉課 ②、③ 精神・障害保健課 ④、⑤	①意思疎通支援事業等 ②就労支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援 ③高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 ④高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業 ⑤てんかん地域診療連携体制整備事業	①地方自治体実施する失語症者向けの意思疎通支援者等の養成や派遣について支援する。 ②就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」、一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう関係機関との連絡調整等を行う「就労定着支援」により、障害者に対する就労支援を行っている。 ③障害者に対する生活支援の一環として、循環器病を有する障害者について、必要な福祉サービスにつなげるため、その心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、障害福祉サービス等の利用援助等を実施している。 ④都道府県が指定する支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、支援を必要とする高次脳機能障害者の社会復帰のための相談支援や高次脳機能障害者の支援手法に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対する適切な対応が行われるよう取り組んでいる。また、高次脳機能障害者の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保するとともに、地域の関係機関が相互に連携、調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークの構築に向け取り組んでいる。 ⑤国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1か所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積やてんかん診療のネットワーク作り等に取り組んでいる。	R8年度以降も継続して行う予定 （④については、令和8年4月から高次脳機能障害者支援法が施行されることを踏まえ、「高次脳機能障害者支援事業」として、同様の事業を継続して実施予定）
			安定局	就労支援	障害者職業総合センターにおいて、失語症やてんかん患者等を含む精神障害者等への支援マニュアルを作成するとともに、地域障害者職業センターやハローワーク等の地域における就労支援機関において就業支援を行っている。	R8年度以降も継続して実施	
			年金局	—	—	—	
			保険局 保険課 （国民健康保険課 高齢者医療課）	—	—	—	
			医政局	—	—	—	
			健康・生活衛生局がん・疾病対策課	脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業 厚生労働科学研究	日本脳卒中協会・日本循環器学会に委託し、脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業を実施した。 また、個別の患者への支援については、脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業（令和4～7年度）および脳卒中・心臓病等特別対策事業における当該総合支援センターの取組において実施。 厚生労働科学研究において、「脳卒中後の失語・嚥下障害・てんかん・認知症の実態調査と脳卒中生存者に対するチーム医療の確立を目指した研究（令和5～6年度）」を実施した。	普及啓発事業については、令和8年度以降も継続する。 総合支援センターモデル事業については令和7年度で終了するが、脳卒中・心臓病等特別対策事業については、継続となる。 総合支援センターは整備指針を作成し、令和8年度以降も取組を支援していく予定。 （好事例の横展開等情報交換が可能となるよう、全国の総合支援センターが参加する会議体の設置を検討。） 厚生労働科学研究「脳卒中・心臓病等総合支援センターの実態把握及び患者支援体制の充実に資する研究」において、実態調査等を実施予定。	
	患者の苦痛を身体的・精神的・社会的等の多面的な観点から有する全人的な苦痛として捉え、全人的なケアを行うべく、多職種連携や地域連携の下で、循環器病患者の状態に応じた適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進する。また、その際には、アドバンス・ケア・プランニングによる個人の意思決定に基づく緩和ケアが提供される必要がある。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	循環器病に関する緩和ケア研修推進事業 心不全に対する緩和ケア加算	日本心不全学会に委託し、循環器病に関する緩和ケア研修推進事業を実施し、心不全に対する緩和ケアに従事する人材を育成している。 （令和4年度診療報酬改定より、心不全に対する緩和ケア加算が算定されている。）	令和8年度以降も継続して循環器病に関する緩和ケア研修推進事業等を行う予定 厚生労働科学研究「脳卒中・心臓病等総合支援センターの実態把握及び患者支援体制の充実に資する研究」において、脳卒中患者に対する意思決定支援に関する調査を実施予定。	
			健康・生活衛生局がん・疾病対策課	循環器病に関する緩和ケア研修推進事業	日本心不全学会に委託し、循環器病に関する緩和ケア研修推進事業を実施し、心不全診療に携わる全ての医師を対象とした基本的な心不全緩和ケアトレーニングコース（HEPT）を行っている。 当該トレーニングコースの受講者数を第8次医療計画の指標として採用している。	令和8年度以降も継続して事業を行う予定	
	慢性期においても循環器病の再発予防や重症化予防のためにそれぞれの関係機関が相互に連携しながら、継続して必要な医療、介護及び福祉に係るサービスを提供することが必要であるため、患者の意思や希望を尊重するとともに、患者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、これを深化させ、全ての人が地域、暮らし、生きがいと共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けた取組を進める。特に、循環器病患者が、急性期、回復期、慢性期のいずれにおいても、医療サービスと介護及び福祉サービスを切れ目なく受けることができるよう、医療介護連携体制の整備に取り組む。	厚生労働省	医政局計画課	第8次医療計画	今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、各都道府県が策定した第8次医療計画においては、在宅医療の圏域ごとに「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を設定し、医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関の調整を行うことを求めている。	第8次医療計画の中間見直し、および第9次医療計画作成	
			老健局	—	—	—	
			社会局	—	—	—	
				障害部障害福祉課	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施。	R8年度以降も継続して行う予定

事項	本文	主な関連庁庁	主な関連部局	施策・事業名	取組と進捗状況	令和8年度以降に予定している取組（継続・新規）	
⑩社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援	また、かかりつけ医機能の充実や病診連携の推進、かかりつけ歯科医等による医科歯科連携や歯科口腔保健の充実、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬アドヒアランスの向上に資する服薬情報の一元化・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、看護師等による予防から治療、再発予防、重症化予防までの切れ目のない看護の提供、理学療法士の理学療法、作業療法士の作業療法、言語聴覚士の言語聴覚療法、管理栄養士や栄養士による栄養管理、社会福祉士、介護支援専門員及び相談支援専門員による相談・生活支援等に取り組む。	厚生労働省	医政局歯科保健課	1. 8020運動・口腔保健推進事業 2. 歯科医療提供体制構築推進事業 3. 地域医療介護総合確保基金	1. 地方自治体が実施する地域の実情に応じた歯科口腔保健の推進のための歯科保健医療事業を対象とした補助事業を実施している。 2. 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築に向けた都道府県の取組への支援に加え、令和7年度からは市町村等の自治体や地域の歯科医師会等の取組への支援も実施している。 3. 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業（医科・歯科連携に資する人材確保のための研修の実施等）を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保促進法に基づく基金の財源を確保している。	令和8年度以降も、継続して事業を行う予定。	
			医薬局総務課	①薬局機能の高度化推進事業 ②電子処方箋の導入推進	①薬局薬剤師の対人業務の強化に向け、がん、脳卒中、心筋梗塞等の疾患及び使用する医薬品の特徴をとらえた服薬指導やフォローアップ等の実施に関するガイドラインを作成し、公表した。認定薬局、健康サポート薬局を含めた地域における薬局の機能等のあり方について、審議会での検討を経て、医薬品医療機器等法の改正法が令和7年5月に成立・公布。 ②直近に処方・調剤された情報の活用が可能となる電子処方箋を令和5年1月から運用開始。約8割の薬局が導入し、直近の薬剤情報の活用によるより良い医療が実現。	①医薬品医療機器等法の改正法が令和7年5月に公布されており、主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を都道府県知事が「健康増進支援薬局」として認定し公表する等、円滑な施行に向けて取り組む ②約1割の普及に留まる医療機関の導入が課題。その導入を進めるにあたっては電子カルテが導入されていることが重要であるため、電子カルテ/共有サービスと一体的な導入を進める。	
			健康・生活衛生局健康課	栄養ケア活動支援整備事業/専門分野別人材育成事業	・栄養ケア活動支援整備事業では、令和2～5年度において、主に在宅療養者に対する栄養・食生活支援の推進に向けて、管理栄養士等による栄養ケア体制の整備を行った。 ・専門分野別人材育成事業では、患者の病状等にかかわらず、医療・介護・福祉サービスを切れ目なく推進できるように、循環器病に関連する「摂食嚥下」、「腎臓病」等の領域において、急性期から慢性期に至るまで高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成に係る実践プログラムの検証を行っている。	栄養ケア活動支援整備事業については、令和5年度で終了。 専門分野別人材育成事業については、令和8年度以降も継続して事業を行う予定。	
			社会局	—	—	—	
			老健局	—	—	—	
			障害部障害福祉課	計画相談支援	障害者に対する生活支援の一環として、循環器病を有する障害者について、必要な福祉サービスにつなげるため、その心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、障害福祉サービス等の利用援助等を実施している。	—	
⑪治療と仕事の両立支援・就労支援	脳卒中や虚血性心疾患だけでなく、成人先天性心疾患や心筋症等、幅広い病状を呈する循環器病患者が社会に受け入れられ、自身の病状に応じて治療の継続を含めて自らの疾患と付き合いながら就業できるよう、循環器病患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、障害特性に応じた職業訓練や事業主への各種助成金を活用した就労支援等に取り組む。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	療養・就労両立支援指導科 厚生労働科学研究	厚生労働科学研究で就労支援の実態調査を実施（「回復期以降の循環器病に対する多職種連携による患者支援体制の充実・普及に資する研究（令和5～7年度）」） （心疾患や脳卒中患者の両立支援に対する加算が算定されている。）	令和8年度以降も厚生労働省で実施予定 厚生労働科学研究「脳卒中・心臓病等総合支援センターの実態把握及び患者支援体制の充実に関する研究」において、治療と仕事の両立支援に関する調査を実施、両立支援の課題の明確化とその改善に向けた具体的方策を検討する予定。	
			基準局安全衛生部労働衛生課	治療と仕事の両立支援の推進	循環器疾患を含めた病気の治療と仕事の両立支援について、労働施策総合推進法の改正により事業主の取組を努力義務化。	継続	
			安定局	事業主に対する助成金の支援	事業主に対して、障害者手帳等を有している者や難病患者等の雇入れを支援するための助成金を支給するとともに、事業主の実態環境の整備や定着支援等を促進するために、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を支給する場合がある。	R8年度以降も継続して実施	
			健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究	両立支援コーディネーター基礎研修の受講者数を第8次医療計画の指標として採用しており、各都道府県における就労支援を行う人材育成を進めている。 厚生労働科学研究で就労支援の実態調査を実施。（「回復期以降の循環器病に対する多職種連携による患者支援体制の充実・普及に資する研究（令和5～7年度）」）	令和8年度以降も厚生労働省で実施予定	
	特に治療と仕事の両立支援については、循環器病の医療提供を行う医療機関において、担当の両立支援コーディネーターを配置して、各個人の状況に応じた治療と仕事が両立できるような取組を進めるなど、かかりつけ医等・会社・産業医及び両立支援コーディネーターによる、患者への「トライアングル型サポート体制」の構築を推進し、相談支援体制を充実させる。	厚生労働省	基準局安全衛生部労働衛生課	両立支援コーディネーターの養成	労働者健康安全機構において、両立支援コーディネーターの養成研修を実施（令和7年3月末時点で累計28,660名）	継続	
⑫小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策	学校健診等の機会における小児の循環器病患者の早期発見を引き続き推進するとともに、循環器病の患者に対して、小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行うことができる移行医療支援の体制整備、療養生活に係る相談支援及び疾病にかかっている児童の自立支援を推進する。	厚生労働省	文部科学省	総合教育政策局	学校保健安全法に基づく学校健康診断の実施	学校における児童生徒等の健康診断において心臓の疾病及び異常の有無について検査することとしており、その適切な実施を図っている。	R8年度以降も継続
			こども家庭庁	成育局母子保健課	—	—	—
			健康・生活衛生局難病対策課	移行期医療支援体制整備事業・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	・移行期医療支援体制整備事業・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・小児慢性特定疾病児童等の小児期から成人期の診療科への円滑な移行を支援するため、移行期医療支援体制の整備を進めている。 R7年度も引き続き、小児慢性特定疾病等自立支援事業や移行期医療に関する実態把握や課題の把握を努めながら、その結果を踏まえ必要な対策を講じる予定。	R8年度以降も継続して事業を行う予定	
⑬循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	循環器病に関する科学的根拠に基づいた正しい情報を提供するために、国と国立循環器病研究センター、関係団体等が、協力して循環器病に関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報を国民に提供する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業	日本脳卒中協会・日本循環器学会に委託し、脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業を実施した。	令和8年度以降は脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費として、国立循環器病研究センターに委託し、循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業を実施予定	
			健康・生活衛生局がん・疾病対策課	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 脳卒中・心臓病等特別対策事業	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業（令和4～7年度）および脳卒中・心臓病等特別対策事業における当該総合支援センターの取組において、普及啓発、患者相談、医療機関間連携等を推進している。	総合支援センターモデル事業については令和7年度で終了するが、脳卒中・心臓病等特別対策事業については、継続となる。 総合支援センターは整備指針を作成し、令和8年度以降も取組を支援していく予定。 （好事例の横展開等情報交換が可能となるよう、全国の総合支援センターが参加する会議体の設置を検討。）	
			障害部障害福祉課	計画相談支援	障害者に対する生活支援の一環として、循環器病を有する障害者について、必要な福祉サービスにつなげるため、その心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、障害福祉サービス等の利用援助等を実施している。	—	
			老健局	—	—	—	
			基準局安全衛生部労働衛生課	ポータルサイト等の運用	ポータルサイト「治療と仕事の両立支援」において、支援を受ける患者やその家族等にとって役立つ、治療と仕事に関する総合的な情報を発信。	継続	
(3) 循環器病の研究推進							
	基礎的な研究から実用化に向けた研究までを一体的に推進するためAMEDにおいて、病態を解明するための研究を含め、有望な基礎研究の成果の厳選及び診断法・治療法等の開発に向けた研究と速やかな企業導出の実施に向けた取組を推進する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	AMED研究	AMED研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業）との連携。	令和8年度以降も継続する	
	安全性を確保した上で、患者の苦痛軽減といったニーズを踏まえつつ、循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の開発、リハビリテーション等による予後改善、QOL向上等に資する方法の開発、循環器病の主要な危険因子である生活習慣病の状況に加え、遺伝的素因等を含めた多様な観点から個人の発症リスク評価や個人に最適な予防法・治療法の開発等に関する研究を、既存の取組と連携しつつ、体系的かつ戦略的に推進する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究 AMED研究	厚生労働科学研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）の実施、およびAMED研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業）との連携。	令和8年度以降も継続する	
	医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、医工連携といった異分野融合も図りながら、研究開発を推進する。アカデミアによる医療への出口を見据えたシーズ研究を行うとともに、こうしたシーズも活かしつつ産学連携による実用化研究・臨床研究を行うほか、臨床上の課題を基礎研究にフィードバックする橋渡し研究を行う。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究 AMED研究	厚生労働科学研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）の実施、およびAMED研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業）との連携。	令和8年度以降も継続する	
		厚生労働省	医政局研究開発政策課	・臨床研究・試験推進研究事業 ・医療機器開発推進研究事業 ・再生医療等実用化研究事業	（革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発について）日本医療研究開発機構（AMED）等を通じて、健康・医療戦略に基づき基礎研究から実用化までの切れ目ない支援を継続して行っている。	R8年度以降も継続して事業を行う予定	
	国は、革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発を推進するとともに、画期的な医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品について先駆的医薬品等指定制度等の仕組みを活用することによって、早期の承認を推進する。	厚生労働省	医薬局医薬品審査管理課、医療機器審査管理課	—	改正医薬品医療機器等法に基づき先駆的医薬品等として運用を行っており（令和2年9月1日施行）、令和3年度に2品目、令和4年度に4品目、令和5年度に1品目、令和6年度に6品目の医薬品を指定し、令和4年度に1品目、令和7年度に1品目の医療機器を指定し、令和7年度に4品目の再生医療等製品を指定した。 また、令和4年より「プログラム医療機器に係る優先的な審査等の試行的実施」を開始し、令和4年度に3品目、令和5年度に3品目、令和6年度に2品目、令和7年度に1品目を指定した。	R8年度以降も継続する	
	国は、循環器病対策を効果的に推進するため、治療法等の費用対効果も踏まえつつ、循環器病の診療の質の向上や健康寿命の延伸に資する施策の根拠となるエビデンスの創出や循環器病の治療の均等化を目指した研究等、根拠に基づく政策立案のための研究を推進する。	厚生労働省	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	厚生労働科学研究	厚生労働科学研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）を実施。	令和8年度以降も継続する	
	また、歯科疾患等の循環器病以外の疾患が循環器病の発症や進行に影響を与えることや、循環器病の中には下肢末梢動脈疾患や肺血栓塞栓症といった多様な病態が含まれることを踏まえ、幅広く循環器病の対策を進めるための研究を推進する。		医政局歯科保健課	厚生労働科学研究費補助金等	厚生労働科学研究（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）において、口腔の健康と全身の健康の関係等に関する研究を実施している。	令和8年度以降も継続する	